

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
富田林土木事務所	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1620 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>許可目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1.73㎡</td> <td>看板設置</td> <td>8,900円</td> <td>(注) 令和6年4月1日から 同年9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、許可期間が「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	許可目的	年間使用料	許可期間	土地	1.73㎡	看板設置	8,900円	(注) 令和6年4月1日から 同年9月30日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	許可目的	年間使用料	許可期間								
土地	1.73㎡	看板設置	8,900円	(注) 令和6年4月1日から 同年9月30日まで								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月4日から令和8年1月22日まで）